

Japan Corporate / M&A Newsletter

会社法改正早期対応事項

平成26年改正会社法が、本年5月1日から施行される。会社法施行規則等の改正も一部を除き同日から施行される。そのため、同日以降に開催される株主総会においては、改正後の会社法及び同法施行規則等への対応が求められる事項がある。

以下では、3月決算・6月定時株主総会の場合の、会社法及び同法施行規則等への早期対応事項について、備忘のため、簡単に解説する。

【文責：増田健一／塚本英巨】

1. 「社外取締役を置くことが相当でない理由」の記載・説明

① 上場会社等（正確には、公開会社であり、かつ、大会社であって、金融商品取引法24条1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない監査役会設置会社）が事業年度の末日において社外取締役を置いていない場合

「社外取締役を置くことが相当でない理由」を

ア. 当該事業年度に関する事業報告に記載する（規124条2項）。

本年3月期に係る事業報告の記載についてはなお従前の例によるものとする経過措置があるものの、施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告については施行規則124条2項、3項の規定が適用される（法務省令附則2条6項）とされているため、本年4月末までに監査役の監査が終了（監査役が監査報告の内容を取締役に通知）しない限り、事業報告に「相当でない理由」の記載が必要となる。

イ. 当該事業年度に関する定時株主総会において取締役が口頭で説明（社外取締役選任議案が提出されているか否かは問わない）する（法327条の2）。

この点については経過措置はなく、平成27年6月の定時株主総会においても説明の必要がある。

② 社外取締役を置いていない上場会社等（当該株主総会終結の時に社外取締役を置いていないこととなる見込みの上場会社等を含む）が、取締役選任議案を株主総会に提出するにもかかわらず、社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役選任議案を当該株主総会に提出しない場合

「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会参考書類に記載する（規74条の2第1項）。なお、この点については、WEB開示は認められない（規94条1項2号）。株主総会参考書類における記載については、施行日前に招集の手続が開始された株主総会に係る株主総会参考書類の記載に関しては、なお従前の例によるもの経過措置がある（法務省令附則2条5項）が、「招集の手続が開始された」とは、株主総会参考書類の記載事項が取締役会の決議によって決定された時点を指すというのが法務省の見解であり、5月以降に取締役会で取締役選任議案の内容が決定された場合には、「相当でない理由」の株主総会参考書類への記載が求められる。

これらの理由は、それぞれの時点における事情に応じた記載が求められている(規124条3項、74条の2第3項)。

2. 社外取締役・社外監査役の社外性要件の見直し

下記のとおり、社外取締役・社外監査役の社外性要件が見直された。したがって、上記1で述べた社外取締役の有無の判断についても、改正後の要件にしたがって行われることになるが、経過措置(改正法附則4条)により、本法施行の際に旧会社法に規定する社外取締役又は社外監査役を置く株式会社の社外取締役又は社外監査役については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時、即ち平成28年6月開催の定時株主総会の終結時までは、なお従前の例によるとされているため、現行法下の社外取締役・社外監査役の要件を満たす者が下記の見直し後の社外取締役・社外監査役の要件を満たさない場合でも来年6月の定時総会で対応すれば足りる。

① 社外取締役について

社外取締役の現在要件が厳格化された(法2条15号ハ～ホ)。具体的には、以下の新たな要件が設けられている。

- ア. 親会社の取締役・執行役・使用人でないこと
- イ. 兄弟会社の業務執行取締役・執行役・使用人でないこと
- ウ. 当該株式会社の取締役、執行役又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族でないこと

他方、社外取締役の過去要件については、過去要件の期間について従前無制限だったものが過去10年間に限定されている(法2条15号イ・ロ)。

② 社外監査役について

社外監査役の現在要件が厳格化された(法2条16号ハ～ホ)。具体的には、以下の新たな要件が設けられている。

- ア. 親会社の取締役・監査役・執行役・使用人でないこと
- イ. 兄弟会社の業務執行取締役・執行役・使用人でないこと
- ウ. 当該株式会社の取締役又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族でないこと

他方、社外監査役の過去要件については、期間について従前無制限だったものが過去10年間に限定されている(法2条16号イ・ロ)。

3. 責任限定契約

今回の改正により、会社との間で責任限定契約を締結することができる取締役及び監査役の範囲が、従来の社外取締役/社外監査役のみから、「業務執行取締役等」でない取締役及び監査役一般に拡大された(法427条1項)。

しかしながら、改正前と同じく、会社が取締役等との間で責任限定契約を締結するには、その旨の定款の定めが必要である(法427条1項)ため、改正法によって拡大された範囲の取締役等との間で責任限定契約を締結するためには、その旨の定款変更が必要であることに注意を要する。なお、責任限定契約を非業務執行取締役等と締結することができる旨の定款変更議案を株主総会

に提出するには、各監査役等の同意を得る必要がある（法427条3項、425条3項）。

4. 内部統制システム

取締役会が内部統制システムの整備について決議すべき事項（法362条4項6号）として、以下のものが追加された。

① 監査役による監査の実効性を確保する仕組み（規100条3項3ないし6号）

- ア. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項（3号）
- イ. 監査役設置会社の子会社の取締役・使用人等が監査役に報告をするための体制（4号ロ）
- ウ. 監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制（5号）
- エ. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項（6号）

② 企業集団における業務の適正を確保するための具体的な体制（規100条1項5号イ～ニ）

- ア. 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制（同号イ）
- イ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制（同号ロ）
- ウ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（同号ハ）
- エ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（同号ニ）

これらの事項について取締役会でこれまでに決議していない場合には、改正法施行後速やかに決議が行われることが必要である。なお、内部統制システムの整備についての取締役会決議の概要は事業報告へ記載することが必要（規118条2号）であるが、事業報告には事業年度中に存在した決議の概要を記載すればよいとされているため、平成27年6月の定時株主総会に先立って決議がなされた場合でも、4月1日以降であれば事業報告へ記載する義務はない。

③ 「運用状況の概要」の開示

事業報告において、内部統制システムの運用状況の概要を記載することが新たに求められる（規118条2号）。そしてこの内容は、監査役の監査報告の対象となる（規129条5号）。

施行日より前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る事業報告についてはなお従前の例によるものとされている（法務省令附則2条6項）ため、3月決算の会社においては、平成26年度の事業報告には、「運用状況の概要」を記載する必要はなく、平成27年度の事業報告から記載の必要がある。

さらに、施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る事業報告に係る「運用状況の概要」の記載については施行日以後のものに限って記載すれば足りる（法務省令附則2条7項）ため、平成27年度の事業報告においては、施行日である平成27年5月1日以降平成28年3月31日までの運用状況を記載することになる。

5. 会計監査人の独立性確保

今回の改正により、株主総会に提出する会計監査人の選解任・不再任に関する議案の内容は監査役または監査役会が決定する（法344条）こととされたことに伴い、これらの議案を株主総会に提出する場合には、株主総会参考書類に、監査役（会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由又は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定した理由を記載しなければならない（規77条3号、81条2号）。

平成27年6月の株主総会に会計監査人を変更する旨の議案を提出する場合、この議案の内容を5月1日以降に決定するときには、上記の改正法が適用され、当該議案の内容は監査役または監査役会が決定しなければならない。このような決定を適切に行うためには、その時点までに、監査役（会）は、「会計監査人の不再任の決定の方針」（規126条4号）を定めておくことが望まれる。

会計監査人の報酬は、監査役（会）の同意を得たうえで取締役が決定する点は従前どおりである（法399条）が、事業報告において、会計監査人の報酬等の額に加え、監査役（会）が同意をした理由も記載することとなった（規126条2号）。かかる記載は、平成26年度の事業報告には不要であり、平成27年度の事業報告から必要となる。

6. WEB 開示の拡充

事業報告に表示すべき事項について、WEB 開示が可能な範囲が拡大された（規133条3項1号）。また、計算書類についても、WEB 開示が可能な範囲が拡大され、株主資本等変動計算書についても WEB 開示の対象とすることが認められる（会社計算規則133条4項）。

上記いずれに関しても、施行日から、改正後の範囲で WEB 開示を行うことが可能である。ただし、WEB 開示を行う場合には定款でその旨を定めることが必要である（規133条3項柱書、会社計算規則133条4項柱書）ため、現行の定款の内容によっては、定款変更を要する可能性がある。

以上

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の増田健一（kenichi.masuda@amt-law.com）または塚本英巨（hideo.tsukamoto@amt-law.com）までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Corporate / M&A Newsletter 担当

増田健一、渡邊剛、江崎滋恒、近藤純一、小舘浩樹、檀柔正、山神理、十市崇

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

<http://www.amt-law.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ctg-newsletter@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2015